
三芳町藤久保第一土地区画整理事業地区内の 住所変更による手続等について

三芳町藤久保第一土地区画整理事業の※換地処分に伴い、その公告のあった翌日（平成29年4月29日（土））から事業地内の地番及び住所が変更になります。

このため、この地区内にお住まいの方及び事務所等を設置している法人や会社等は、住所や所在地等の変更手続きが必要となります。

このパンフレットは、地番及び住所の変更後に必要な手続等について皆様にお知らせするために作成しましたので、参考としてください。

* 換地処分（かんちしょぶん）

土地区画整理による土地の位置や地積等の変更により、従前の土地の代わりの土地（換地）を与えたり、金銭で清算する行政処分のことを言います。（換地は仮換地とほぼ同じ位置と地積になります。）

換地処分は、認可を受けて決定した換地計画の内容を各関係権利者に通知することで実施します。この処分は埼玉県知事が換地処分のあった旨の公告した日の翌日から効力を生じます。

目次	
1. 新しい住所の表し方と変更日	・・・1
（1）新しい住所の表し方	
（2）変更日	
2. 町役場から送付するもの	・・・1
（1）住所変更通知等	
（2）住所変更通知用はがき	
3. 住所変更の手続き	・・・2
（1）町役場が新しい住所に書き換えるもの	
（2）法務局が新しい表示に書き換えるもの	
（3）ご自分で住所変更手続きをしていただくもの	
（4）住所変更手続きが不要のもの	
4. 町役場から住所変更情報を提供する機関	・・・7
5. 不動産、商業、法人登記について	・・・7
（1）土地・建物などの不動産登記	
（2）商業登記・法人登記	
6. その他	・・・8

平成29年4月

三芳町藤久保第一土地区画整理組合

1. 新しい住所の表し方と変更日

(1)新しい住所の表し方

新しい住所^{*}は、換地処分による「新地番」を用いて表します。
藤久保第一土地区画整理事業地区内の土地は、すべて

大字藤久保5000番台の地番になります。

なお、郵便番号は、354-0041(大字藤久保)のままです。

* 新しい(変更後の)住所は、住まいや店舗等が建っている土地(数筆にまたがる場合は、原則として建物が多くかかる筆)の新地番をもとに設定します。

(2)変更日

平成29年4月29日(土)から新地番(新住所)となります。

2. 町役場から送付するもの

(1)住所変更通知等

送付するもの	説明	送付を担当する課
住所変更通知書 (地区内にお住まいの方)	新しい住所を記載した「住所変更通知書」を送付します。(変更日以降に発行予定) 住所変更証明書(無料)については、変更日以降、住民課及び出張所で発行します。	三芳町役場 住民課住民担当 049-258-0019 内線142~146
本籍の変更通知書 (地区内に本籍のある方)	新しい本籍を記載した「本籍の変更通知書」を送付します。(変更日以降に発行予定) 本籍の表示変更証明書(無料)については、変更日以降、住民課及び出張所で発行します。	三芳町役場 住民課住民担当 049-258-0019 内線142~146
法人等所在地変更通知書 (地区内に法人設立・設置 届け出のある法人)	新しい所在地番を記載した「法人等所在地変更通知書」を送付します。(変更日以降に発行予定) 法人等所在地変更証明書(無料)については、地番変更実施日以降、都市計画課で発行します	三芳町役場 都市計画課 都市計画・ 区画整理担当 049-258-0019 内線238

(2)住所変更通知用はがき

郵便事業株式会社から供給される「住所変更通知用はがき」(切手不要)を1世帯あたり50枚お配りします。知人や取引先などへの新住所のおしらせにご利用ください。

3. 住所変更の手続き

(1) 町役場が新しい住所に書き換えるもの

住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票、選挙人名簿などの住所欄、戸籍簿の本籍欄及び「（４）住所変更手続きが不要なもの」の表に記載のものは町役場において書き換えます。

(2) 法務局が新しい表示に書き換えるもの

不動産（土地登記簿、建物登記簿）の表題部の所在欄は、法務局が職権で書き換えます。（ただし、所有権登記名義人などの住所欄は、本人の申請があるまで変わりませんのでご自身による住所変更登記が必要です。）

(3) ご自身で住所変更手続きをしていただくもの

町役場や法務局で変更するもののほか、みなさまの必要に応じて住所の変更手続きが必要となるものがあります。住所変更の手続き等をお取りいただく主なものとして、次のものがあります。

項目 (なにを)	対象者 (だれが)	申請届出先 (どこへ)	期限 (いつまでに)	必要書類等 (何をもって)	問い合わせ先 (電話番号)
不動産登記簿	土地、建物の登記上の所有者	さいたま 地方法務局 川越支局	必要が生じたとき (売買、贈与、抵当権設定、抹消等)	登記申請書 印鑑（認印） 住所変更証明書 (町が発行するもの) * 証明書添付により登録免許税免除	さいたま地方法務局 川越支局 049-243-3824 * 詳しくは6ページをご覧ください。
商業・法人登記簿	会社、法人の代表者	さいたま 地方法務局 本局	本店所在地 (変更後2週間以内) 支店所在地 (変更後3週間以内)	登記申請書 会社法人の代表者印 非課税証明書 (住所変更証明書等) * 証明書添付により登録免許税免除	さいたま地方法務局 本局 049-851-1000 * 詳しくは6ページをご覧ください。
運転免許証 (①住所の変更) (②本籍の変更)	お持ちの方	東入間警察署 または 埼玉県警察 運転免許センター	変更後 更新時でも可能	運転免許証 ①住所変更証明書 (町が発行するもの) ②本籍の表示変更証明書 (町が発行するもの)	東入間警察署 049-269-0110 埼玉県警察運転免許センター 048-543-2001
自動車検査証	所有者 または使用者	関東運輸局 埼玉運輸局 所沢自動車 検査登録事務所	変更後 必要に応じて	自動車検査証 印鑑 住所変更証明書 (町が発行するもの) * 変更申請書代が必要になります	関東運輸局 埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 050-5540-2029

項 目 (なにを)	対 象 者 (だれが)	申 請 届 出 先 (どこへ)	期 限 (いつまでに)	必 要 書 類 等 (何をもって)	問 い 合 わ せ 先 (電話番号)
軽自動車検査証	所有者 または使用者	軽自動車検査協会 埼玉事務所 所沢支所	変更後 必要に応じて	自動車検査証 印鑑 住所変更証明書 (町が発行するもの) * 変更申請書代が必要になります	軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所 050-3816-3111
年 金	年金受給者	一般的に年金受給中の方は、住基ネットにより住所データが自動更新されるため、手続きは不要となります。 * 住所変更後、年金機構からの郵便物が届かない場合は、年金機構又は役場住民課まで、お問い合わせください		三芳町住民課 保険年金担当 049-258-0019 内線153~157	
	共済年金を受給している方	各共済組合	各共済組合にお問い合わせください		
	厚生年金共済組合加入者 及びその配偶者(第3号被保険者)	勤務先	変更後 14日以内	勤務先にご確認ください	
	年金加入者	国民年金(1号・任意)加入中の方は、手続き不要です * 住所変更後、年金機構から郵便物が届かない場合は、年金機構又は役場住民課まで、お問い合わせください		三芳町住民課 保険年金担当 049-258-0019 内線153~157	
身体障がい者手帳 療育手帳 精障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療・精神通院)	お持ちの方	三芳町役場 福祉課	町役場においでの時	変更届を提出 各手帳、印鑑 変更届を提出 自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療・精神通院) 印鑑	三芳町福祉課 障がい者庶務担当 障がい者支援担当 049-258-0019 内線174~178

項目 (なにを)	対象者 (だれが)	申請届出先 (どこへ)	期限 (いつまでに)	必要書類等 (何をもって)	問い合わせ先 (電話番号)
児童扶養手当証書	お持ちの方	三芳町役場 こども支援課	町役場においでの時	児童扶養手当証書	三芳町こども支援課 児童福祉担当 049-258-0019 内線242~244
特別児童扶養手当証書	お持ちの方	三芳町役場 福祉課	町役場においでの時	特別児童扶養手当証書	三芳町福祉課 障がい者庶務担当 049-258-0019 内線174~175
住民基本台帳カード ・個人番号カード ・個人番号通知カードの裏書及び内部情報の更新	お持ちの方	三芳町役場 住民課	変更後速やかに	住民基本台帳カード マイナンバーカード マイナンバー通知カード 本人確認書類 (免許証等)	三芳町住民課 住民担当 049-258-0019 内線142~146
住民基本台帳カード ・個人番号カード (署名用電子証明書有)				※住民基本台帳カードでe-Tax等で電子証明書を使用している方は、個人番号カードの作成が必要です。個人番号カードでe-Tax等をしている方は、再度電子証明を入れる必要があります。	
在留カード、特別永住者証明書	お持ちの方			在留カード、特別永住者証明書	
理髪所確認済書 美容所確認済書 クリーニング所確認済書	営業者	朝霞保健所	必要な時またはおいでの時	確認済書 印鑑 住所変更証明書 (町が発行するもの)	朝霞保健所 048-461-0468
労働保険	事業主	所沢労働基準監督署	変更日の翌日から起算して10日以内	名称・所在地等変更届を提出	所沢労働基準監督署 04-2995-2586
労働年金(傷病・障害・遺族)	年金を受給している方		速やかに	住所・氏名変更届を提出(住民票を添付)	

項目 (なにを)	対象者 (だれが)	申請届出先 (どこへ)	期限 (いつまでに)	必要書類等 (何をもちて)	問い合わせ先 (電話番号)
パスポート	お持ちの方	ご自分で住所欄を訂正してください			三芳町住民課 住民担当 049-258-0019 内線142~146

燃料会社(ガス)、銀行口座、クレジットカード、各種保険、携帯電話等のような個人で所有・加入しているものについては、それぞれ対応が異なりますので関係機関にお問い合わせください。(* 郵便局、東京電力、NTTについては(4)表の下部をご確認ください。)

このほか、勤務先や学校(町内小中学校は除く)などへの連絡もお願いいたします。

* 以上、主なものについて記載しましたが、このほかにも法令等により届け出を要するものは、それぞれ所定の手続きをしてください。

(4)住所変更の手続きが不要のもの

国民健康保険被保険者証	該当者に新住所のものを送付します	三芳町住民課 保険年金担当 049-258-0019 内線153~157
国民健康保険退職被保険者証		
国民健康保険限度額適用標準負担額減額認定証		
国民健康保険特定疾病療養受療証		
国民健康保険高齢者受給者証		
国民年金第1号被保険者	三芳町役場から年金事務所に報告します	
後期高齢者医療被保険者証	該当者に新住所のものを送付します	三芳町子ども支援課 児童福祉担当 049-258-0019 内線242~244
後期高齢者の限度額適用標準負担額減額認定証		
後期高齢者特定疾病療養受療証		
医療費受給資格証		
子ども医療費受給資格証		
介護保険被保険者証 負担割合証	三芳町健康増進課 介護保険担当 049-258-0019 内線184~187	
介護保険被保負担限度額認定証		

重度身障害者医療費受給者証	該当者に新住所のものを送付します	三芳町福祉課 障がい者庶務担当 049-258-0019 内線174~175
ひとり親家庭等医療費受給者証		三芳町こども支援課 児童福祉担当 049-258-0019 内線242~244
児童手当	新住所に自動更新されます	
保育所		三芳町こども支援課 保育担当 049-258-0019 内線253~255
図書館貸出券		三芳町立図書館 049-258-6464
犬の登録台帳		三芳町環境課 環境対策担当 049-258-0019 内線216~217
上下水道		三芳町上下水道課 水道業務担当 049-274-1014

郵便局、東京電力、NTTについては各機関が住所を変更しますので本人手続きは不要です。
ただし、少しの間は旧住所のままで通知等が届く場合がありますのでご承知ください。
なお、長期間にわたり旧住所で通知等が届く場合は、各機関にお問い合わせのうえ必要な手続きをしてください。

- ・東京電力埼玉支店 0120-995-442
- ・NTT東日本（局番なし） 116

4. 町役場から住所変更情報を提供する機関

つぎの機関には町役場から住所の変更する旨を伝えます。

- ・郵便事業株式会社(三芳郵便局)
- ・東入間警察署
- ・入間東部地区消防組合
- ・東京電力
- ・NTT東日本

5. 不動産、商業、法人登記について

(1)土地・建物などの不動産登記

土地登記・建物登記（所在・地番・地積等）は施行者の届出により法務局で変更されますが、登記名義人の住所変更は登記名義人の申請に基づくものであるため施行者での書き換えはできません。所有者の方が、変更手続きをお願いします。

(留意事項)

- ・区画整理登記の完了後に不動産を管轄する法務局で変更手続きをしてください。（換地処分公告のあった日の翌日から一定期間は区画整理登記のため、区画整理地内の土地・建物の登記はできなくなります。）
- ・この変更手続きは、直ちにしなければならないものではありませんが、不動産の売買、名義人変更、分合筆等をする場合には必ず併せて手続きをしてください。
- ・変更登記申請は、後日発行する「住所変更証明書」（法人の場合は「法人等所在地変更証明書」）を添付すれば登録免許税が非課税となります。（登録免許税法第5条第5号）

(土地・建物などの不動産登記の関することについての問い合わせ先)

さいたま地方法務局 川越支局 049-243-3824

(2)商業登記・法人登記

商業登記（会社関係）に登載の本店・支店及び役員の住所、あるいは法人登記（会社を除く法人）に登載の主たる事務所、従たる事務所および役員の住所については、法務局へ変更登記を申請してください。

(留意事項)

- ・商業登記・法人登記については、換地処分公告のあった日の翌日から変更手続きを行うことができます。
- ・変更登記期間は原則としてその登記の事由が発生したとき（換地処分公告のあった日の翌日）から、本店の所在地においては2週間以内、支店の所在地においては3週間以内とされていますので、速やかに変更登記申請をしてください。（会社法第915条第1項、第930条第3項）
- ・変更登記申請は、後日発行する「住所変更証明書」（法人の場合は「法人等所在地変更証明書」）を添付すれば登録免許税が非課税となります。（登録免許税法第5条第5号）

(商業登記・法人登記に関することについての問い合わせ先)

さいたま地方法務局 本局 法人登記部門 048-851-1038

6. その他

- 各手続きの内容については、各担当課・取扱機関へお問い合わせください。
- 住所等の変更において「住所変更証明書」が必要な場合は、変更日以降（平成29年5月1日（月））から三芳町住民課及び出張所において証明書を発行します。（変更日から数週間は窓口が大変混雑することが予想されます。）
- 藤久保第一土地区画整理事業地内の固定資産税（土地）の課税については、現在「みなす課税」が実施されています。「みなす課税」とは、仮換地指定され使用収益を開始した土地や保留地について、使用者を所有者とみなして課税するものです（地方税法第343条第6項）。この「みなす課税」、賦課期日（1月1日）現在での仮換地された土地の地積、現況地目で行い、換地処分されるまで続きます。
今回の換地処分の予定日は平成29年1月2日以降のため、平成29年度課税については、引き続き「みなす課税」となります。平成30年度以降につきましては、すでに換地処分となっているので、原則として登記された所在等により課税となります。
- ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

（このパンフレット及び区画整理に関する問い合わせ先）

三芳町藤久保第一土地区画整理組合 電話 049-259-5954

三芳町都市計画課 電話 049-258-0019